



平成 27 年 6 月 29 日

各 位

会社名 東邦金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 三喜田 浩
(コード番号：5781)
問合せ先 総務部部長 山下 泰之
(TEL. 06-6202-3376)

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 27 条及び第 36 条の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

- 社外取締役 鈴木 一史
- 監査役 法福 英志
- 監査役 飯島 宗文
- 監査役 深瀬 真一

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 6 月 26 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 5 月 25 日付「定款一部変更のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、平成 27 年 5 月 1 日に施行された『会社法の一部を改正する法律』（平成 26 年法律第 90 号）に基づく取締役および監査役の責任限定契約に係る規定を新設する定款変更議案を、当社第 65 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、平成 27 年 6 月 26 日付にて全ての社外取締役及び監査役と当社定款第 27 条及び第 36 条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

当社定款第 27 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等で

ある者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。

当社定款第 36 条（監査役の責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。

以 上